

# 福祉 みやぎ

2016  
vol. 585  
5月号

福祉みやぎ

vol.585

平成28年

5月15日

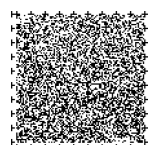
発行



## 「若葉」

宮城県山元町 NPO法人ポラリス  
作者:桜井敏行さん

思いっきり伸びようとしている若葉の  
絵を描きました。絵を描くのが好き  
なので、いつもアートの時間を  
楽しみに通所しています。



## CONTENTS (主な内容)

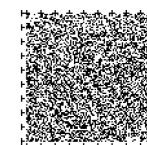
- 特集 第11回社協フォーラム .....p2
- Heart&works .....p4  
福祉と芸術をつなげた先に  
～NPO法人エイブル・アート・ジャパンの取り組み～
- 平成28年度事業計画 .....p6
- 平成28年度当初予算 .....p9
- キラリ☆仕事人 ..... p10  
福祉サービス第三者評価について
- INFORMATION ..... p11
- 宮城県社会福祉協議会の連絡先一覧 ..... p12

## 宮城県社会福祉協議会の連絡先一覧



名称		電話番号	FAX番号	住所
総務部	総務課	総務係 職員係	022(225)8476	〒980-0011 仙台市青葉区上杉1-2-3 宮城県自治会館3F
	企画・財務課	企画係 財務係	022(263)4744 022(263)0949	
	施設管理課	施設管理係	022(263)4744	
地域福祉部	地域福祉課	地域福祉推進係	022(266)3950	〒980-0011 仙台市青葉区上杉1-2-3 宮城県自治会館4F
		みやぎボランティア 総合センター	022(266)3951	
	生活支援課	生活資金貸付係	022(225)8478	〒980-0014 仙台市青葉区本町3-7-4 宮城県社会福祉会館2F
		生活資金管理係	022(216)5100	
	総合相談課	みやぎ地域福祉 サポートセンター	022(212)3388	〒980-0014 仙台市青葉区本町3-7-4 宮城県社会福祉会館1F
総合相談センター 相談専用ダイヤル 宮城県福祉人材 センター		022(290)1210 022(223)1165 022(262)9777		
中国帰国者支援・交流センター		022(263)0948	022(217)9388	
人材育成部	研修課	福祉研修係	022(216)5382	〒980-0011 仙台市青葉区上杉1-2-3 宮城県自治会館3F
		職員研修係	022(225)8479	
いきがい健康課		宮城いきいき学園 宮城いきいき 高齢者センター	022(225)8477 022(223)1171	
震災復興支援局			022(266)3952	022(266)3953 〒980-0011 仙台市青葉区上杉1-2-3 宮城県自治会館4F
宮城県地域支え合い・生活支援推進連絡会議事務局			022(226)2621	022(266)3953 〒980-0011 仙台市青葉区上杉1-2-3 宮城県自治会館4F
障害者支援施設 宮城県船形コロニー			022(345)3282	022(345)3984 〒981-3625 黒川郡大和町吉田字上童子沢21
県北地域福祉サービスセンター				
障害福祉サービス事業所 宮城県援護寮			0229(23)1513	0229(23)1562 〒989-6117 大崎市古川旭5-7-21
地域支援センター ぼほえみ		障害者就業・生活支援センターLink	0229(21)7466	0229(21)0272 〒989-6162 大崎市古川駅前大通1-5-18 ふるさとプラザ2F
仙台北地域福祉サービスセンター				
在宅心身障害者保養施設 セン森希望の家			022(345)3701	022(345)3701 〒981-3621 黒川郡大和町吉田童子沢21
地域支援センターばれっと			022(344)3596	022(344)3595 〒981-3621 黒川郡大和町吉岡字南金谷下8-7
		ばれっとよしおか	022(344)3620	022(344)3595
		ばれっとさんのう	022(767)6646	022(767)6646 〒981-0103 宮城郡利府町森郷字連沼52-3
		障害者就業・生活支援センター わ〜く	022(353)5505	022(353)5506 〒983-0014 仙台市宮城野区高砂1-154-10
		吉岡すまいる	022(345)1901	022(345)1913 〒981-3621 黒川郡大和町吉岡字石神沢30-2
県中央地域福祉サービスセンター				
福祉型障害児入所施設 宮城県啓佑学園			022(379)5001	022(379)5010 〒981-3213 仙台市泉区南中山5-2-1
障害者支援施設 宮城県第二啓佑学園			022(376)5306	
宮城県発達障害者支援センター「えくぼ」			022(343)6904	022(343)6905 〒981-3212 仙台市泉区長命ヶ丘4-31-22
地域支援センターしんぼし			022(343)6904	022(343)6905 〒989-4103 大崎市鹿島台平渡字上敷19-7
介護研修施設 宮城県介護研修センター			0229(56)9608	0229(56)9763
なごみなの里地域福祉サービスセンター				
特別養護老人ホーム 和風園			022(346)2229	022(346)2305 〒981-3623 黒川郡大和町小野字前沢1
養護老人ホーム 偕楽園			022(346)2221	022(346)2222 〒981-3623 黒川郡大和町小野字前沢31-1
地域支援センターなごみなの里			022(341)0220	022(341)0233
仙台北地域福祉サービスセンター				
救護施設 太白荘			022(245)3721	022(245)3722 〒982-0215 仙台市太白区旗立2-3-1
地域支援センターはたて			0223-29-4989 (相談)0223-24-1712	0223-25-4590 〒989-2432 岩沼市中央2-5-26
		ばつれとさとのもり		
福祉サービス利用に関する運営適正化委員会			022(716)9674	022(716)9298 〒980-0014 仙台市青葉区本町3-7-4 宮城県社会福祉会館4F

編集・発行/社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会 〒980-0011 仙台市青葉区上杉1-2-3 TEL 022-225-8476(代) FAX 022-268-5139  
印刷/株式会社ソノビ 奇数月1日発行 URL <http://www.miyagi-sfk.net/>



# 「助け合いの広がり」

平成28年3月17日に支え合い・助け合いのまちづくり推進に向けて、地域を構成する住民・団体・専門職などそれぞれ何が出来のかにについて考えるときにも、支え合いなどを通じた地域福祉の推進を目的に地域福祉フォーラムを開催しました。

今回の特集では、コーディネーターとして参加して頂いた住民流福祉総合研究所 所長 木原孝久さまから講演いただいた内容を紹介します。

## 日本人の善意は受け身型

私は数十年間、福祉に携わっていますが、振り返ってみると、その間ずっと「助け合い」と言っているのです。まだ助け合いは実現していないということでしょう。助け合いとは、「サービス」でもなく、何とも正体のつかみにくいものですね。

長野県のある市で「あなたは足元で困っている人がいたらどうしますか？」という調査をしました。選択肢は3つ。

- ①頼まれなくても助ける。
- ②頼まれたら助ける。
- ③断る。

圧倒的に2番目の回答が多かったそうです。頼まれないと助けない人が多いというのは、日本人の善意は受け身型ということでしょう。

しかし相手を助けたいと思った時、その人がどんなことで困っているかを積極的に知ろうとしなければ、助けることが出来ません。「近所の○○さんが手術したらいい」で終わらずに、今はどんな状態なのか、困っていることはないのかと詮索し、お節介をすることが助け合いにつながるのです。

また、困った時は、思い切って周りの人に頼ることが必要です。その結果、迷惑をかけることになっても仕方がないと思うべきです。日本で

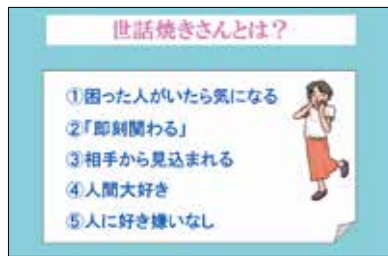
発信することから始まるのですが、その発信行為自体に、助け合いをスムーズに進めさせる絶大な効果があったのです。

## 世話焼きさんを探せ

世話焼きさんと言われる人がいます。人間が大好きで、誰でも助けたい人です。困っている人を見ると助けたい、気になります。支え合いマップを作ると、その人から周りの人に向かつて何本の線が出てくるのですぐにわかります。地域福祉がうまくいかないのは、この人材を生かしていないからだとおもっていいぐらいです。

自治会や民生委員などは、世話焼きさんの後押し役に回り、必要に応じて協力したり、難題は関係機関につなげるようにすればいいのです。サツ

カーで言えば、世話焼きさんがフォワード役、民生委員などがミッドフィルダー



ー(司令塔)役となるでしょうか。あの澤穂希さんのポジションです。

## 助け合いは「近所」から

私は20年前、支え合いマップを考案し、その普及に全力を投入してきました。住民と住宅地図を広げ、井戸端会議をしながら、住民同士がどのように関わり合っているかを調べるのです。すると地域には「近所」と呼ばれる圏域があって、およそ50

世帯程度であることが分かりました。ここが助け合いに最適の範囲なのです。数百世帯の自治区では助け合うには広すぎます。支え合いマップを作ると、住民の活動がきれいに浮かび上がってきます。ここでは要援護者の状態もよく見えるし、問題がまだ小さいうちに見つけられるので、解決しやすいという利点もあります。

ならば、世話焼きさんたちを主体に、ご近所ごとに自主的に助け合い活動をしてもらったらどうか(もうやっています)。そして難題が見つかると、すぐさま関係者が引き取るのではなく、できる限りご近所さんの手で解決するように後押しするので

助け合いが起きにくいのは、「助けたい」と言える人が少ないことも原因の一つではないでしょうか。それでは受け身型の善意が動けないので



## 助け「られ」上手になる

福祉活動には、①人を助けることと、②上手に助けられることの2種類あると思います。今求められているのは、①よりもむしろ②の助け「られ」の方です。以前、私の講演を聞いたあと、「私が『助けてー』と云えない理由が、今日わかりました」と発言した人がいます。『助けてー』と云うことは自分の弱みをさらけ出すことなのよね」と。その通りだなと思いました。自分や自分の家の情

私たちは困ったことが起きたら、ご近所には頼らず、すぐに福祉機関に行ってしまう。だからご近所の助け合いが育たないのです。翻って要援護者は自宅のあるご近所で自立生活をしたと願っています。周りの人が見守ったり、ちょっとした困りごとに応じれば、それが可能になるのです。ご近所は極めて重要な圏域だと言えます。

## 互助と共助と公助をつなぐのは...

福祉関係者は、市の中心部に腰を据えて、協議会を設置したり、サービスを作ったりすることを地域福祉と考えがちですが、もっと要援護者本人の立場に立つて、彼らが生活しているご近所での住民の助け合いを大事にし、それを応援することに力を入れるべきではないでしょうか。

ご近所では住民流の助け合いが行われています。住民流とは、①世話焼きという天性の資質のある人が担う、②要援護者が自ら相手を見込む、③両者は相性の合う同士である、④活動は普段の生活の中でついでに、といったことです。関係者がご近所の人たちと連携する時、これらを念

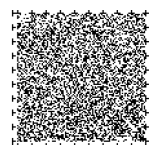
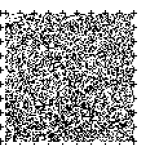
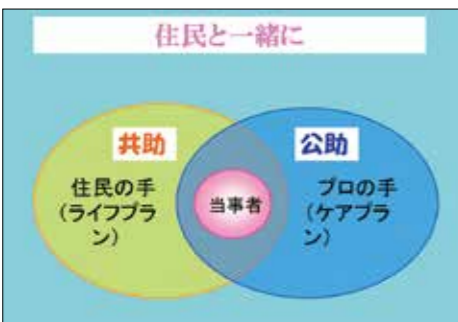
けない状態をオープンにしなければならぬのです。助けを求めるには、それなりの覚悟が必要なのです。一方、地域には助けられ上手さんと言われる人がいますが、その方は「自分の弱みを知っていただく」という言い方をします。助けられることをポジティブに捉えているのです。

皆さん、身内が認知症になったとき、ご近所にそのことをオープンにできますか? これも私の講演を聞いた男性の話ですが、母親に認知症の初期症状が見られた時、「いづれご面倒をおかけするかもしれないが、どうかよろしく」とご近所に説明して回ったそうです。素晴らしい対応だと思いました。

わが家の問題をオープンにすることでどういう効果が出てくるのか。講演の場で聴衆に尋ねたら、女性たちからこんな反応が返ってきました。ともかくも打ち明けさえしてくれば、担い手側が、①詮索、②お節介、③こじあけという面倒なことをやらなくて済むのだと。この3つとも苦手な男性には思いつかないことです。「助け合い」は担い手からではなく、要援護者が自分の状態を

頭に入れないとうまくいきません。

福祉関係者は自治区その先に「ご近所」という圏域があって、住民が既に主体的に助け合いをしていることを、ほとんど意識していません。介護保険が行き詰まり、要支援や要介護者の生活支援は地域にお願いしようという今、「ご近所」との連携は必須の課題です。その場合のキーマンはミッドフィルダー。この人がご近所まで足を運んで世話焼きさんと協力し合い、難しい問題を校区や市町村の生活支援コーディネーターに伝達する。これで地域は端から端までつながったことになり





# 福祉と芸術を つなげた先に

～NPO法人エイブル・アート・ジャパンの取り組み～

エイブル・アート・ジャパンでは、障害のある人たちが抱える芸術活動の課題に対してプロジェクトを実践・運営しています。

国や企業が障害者の芸術活動の支援を始め、活動の認知度が高まっていった時代の流れに応じて、「日本障害者芸術文化協会」という芸術活動を支援する中間支援組織から名称を変更し、平成23年4月よりNPO法人エイブル・アート・ジャパンとしての活動が始まりました。関東を本拠地としながら、2011年以降、宮城県にも拠点をおき障害のある方の芸術活動支援を展開している、エイブル・アート・ジャパン代表理事、柴崎由美子さんにお話を伺いました。



きてみてあじわうSOUP展／2015年12月13日～15日／せんだいメディアテーク

## エイブル・アート・ ジャパンの取り組み

エイブル・アート・ジャパンは、平成23年、東北での芸術活動の拡充や、東日本大震災で失われた意欲や仕事に対し、生きがいとなるような支援活動を行うことなどを目的に、東北事務局を立ち上げました。震災直後より、被災した事業所でボランティア活動を行い、その経験から地域の福祉施設が抱える課題を見聞き、支援を組み立てていったそうです。「これまで活動をともにしてきた障害のあるアーティストや支援者からも、復興支援を手伝いたいと声を上げる方が多く、被災地域への支援活動を始める大きなきっかけになりました」と柴崎さんは当時を振り返ります。

東北での活動として、最初に取り組んだのは以前から繋がりのあった山元町での支援プロジェクト。特産品である苺を使った商品のパッケージデザインや、「カフエ地球村」のロゴマークの制作・制作作りなどを行いました。その後、少しずつ支援の輪

## 「かわいっこ」にこだわった商品イベント

を広げ、多夢多夢舎中山工房、まちの工房まどか、さくらんぼ、みどり工房若林、のぞみ福祉作業所などの社会福祉事業所とも協働しています。商品の開発や新しいブランドの立ち上げなど専門家つなぎをしてきました。その活動の内容について、「Good Job! 東北」という一冊の本の中で紹介しています。また、作品の展示会や、障害者の芸術活動を考える勉強会なども定期的に開催しています。

は作品数などの条件があり、選考会もあります。アーティストにとってハードルは高いですが、一方で、作品の質が保たれるため、魅力的な作品や商品づくりにつながっているのです。

「アーティストの作品を商品として使用する際は、作品の魅力を最大限に伝えられるよう、プロのデザイナーやクリエイターに依頼しています。アーティストとは作品の加工などについて契約を交わし、作品を自宅に飾るだけではなく、仕事や社会的な活躍に繋げる機会を作っています」と柴崎さん。アーティストの作品をチャリティイーではなく、多くの人や企業に必要とされる作品・商品とするために、「可愛い！欲しい！」と感じてもらおうことへの思いの強さを感じました。

## SOUP (スープ) 障害者の芸術活動支援モデル事業

平成26年度から厚生労働省による障害者の芸術活動支援モデル事業が始まりました。宮城県では、事業に賛同した個人や団体が協力

委員となり、その事業を「SOUP」と名付けました。「障害(バリア)から価値(バリュー)へ」という合言葉のもと、県内で活動している障害のある方たちの表現・芸術活動の魅力や情報を発信し、新しい交流や参加の機会を作る取り組みをしています。エイブル・アート・ジャパン東北事務局はこのSOUPの活動を運営しています。

SOUPの勉強会や展示会は、福祉施設の職員に限らず、在宅生活をしている障害のある方や、ご家族の参加も多いのだそう。実際、障害のある方の芸術活動は障害福祉サービス事業所のみで行われているものではなく、例えば、日中は企業で仕事をして夜に絵を描く人、週末になるとアトリエに通い創作活動をする人など、芸術活動に励む方はたくさんいるのです。エイブル・アート・ジャパンはそうした方たちの仲間づくりや、発表の場の提供にも取り組んでいます。

「福祉の魅力を社会へ伝える時に、翻訳したり、きっかけとなる活動が必要だと思いました。芸術活動を1つのきっかけとして、

## 芸術活動を通じて

「その方の生活に向き合い、支援していく福祉の仕事は大変です。でも、アートが身近にあることで、面白おかしく、日常を豊かに捉えるための視点になれば」とこやかに語る柴崎さん。その言葉からは絵画やダンスなどの芸術活動を通して、「障害のある人たちの魅力や福祉の楽しさをより多くの方に知ってほしい」という思いを強く感じました。

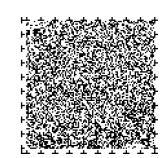
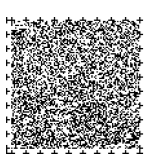
エイブル・アート・ジャパンが日々向き合っているのは、障害のある人たちが個人やご家族、支援している施設です。仕事だけでなく、余暇活動を充実させたいと思っいる方々がいらっしやれば、是非声をかけて気軽に「ご連絡ください」とのことです。

最後に、エイブル・アート・ジ

NPO法人 エイブル・アート・ジャパン  
仙台市宮城野区榴岡5番地  
みやぎNPOプラザ内 No.16  
電話番号 070-5328-4208

【東京事務所】  
メール: office@ableart.org  
ホームページ: www.ableart.org

【東北事務所】  
メール: soup@ableart.org  
ホームページ: soup.ableart.org



# 平成28年度 宮城県社会福祉協議会事業計画

## 【経営理念】

宮城県社会福祉協議会は、本県における地域福祉推進の中核機関として市町村社会福祉協議会をはじめ、福祉諸団体、NPO法人、ボランティア等幅広い関係者との連携・協働のもと、高い公益性とともに民間法人としての自主性、創造性を発揮して『誰もが身近な地域で安心していきいきと暮らせる地域づくり』に取り組み、豊かな福祉社会の実現を目指します。また、東日本大震災からの早期復興に向けて、継続的に支援を行います。

## 【経営方針】

- ① 被災地域の復興に向けた市町村協等と連携・協働による継続支援
- ② 地域住民が支え合う“まちづくり”の推進
- ③ 地域における福祉サービスの担い手の支援
- ④ 質の高い福祉サービスを支える体制の構築
- ⑤ 各種団体とのネットワークの強化
- ⑥ より信頼される法人を目指した運営基盤の強化



## 平成28年度事業の基本的な考え方

今日の社会福祉は、少子高齢化の加速や住民同士の共助の希薄化、経済困窮等の課題が顕著となり住民のニーズは多様化・複雑化し、福祉サービスは横断的で柔軟な対応が望まれています。

そうした環境の変化により、福祉サービスの供給体制の整備及び充実を図るため、社会福祉法人の経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上等の改革を進めるとともに、介護人材の確保を推進するための措置など社会福祉法の改正について国で議論されており、地域における公益的な活動の推進や法人運営の透明性の確保など、利用者や県民から十分な理解が得られるよう、福祉関係者・関係機関とともに取り組んでいくことが重要と考えられます。

また、平成28年度施行の障害者差別解消法は、すべての人が、障害の有無によつて分け隔てることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、社会的障壁を取り除く合理的な配慮が求められるようになり、障害に関する理解や障害者の人権・権利擁護に関する認識を深め、障害を理由とする差別を解消する取り組みが重要になってきています。

一方、宮城県及び市町村では、平成27年度から地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築に向けて進められており、その一端を担う住民の多様な生活支援ニーズに対応するサービスの充実を図るため、介護予防・日常生活支援総合事業の円滑な実施に向けた基盤の整備促進が期待されます。東日本大震災（以下「大震災」という。）の被災地支援については、宮城県公表（平成27年12月31日現在）における災害公営住宅の工事着手戸数は約89.7%で、被災住民の仮設住宅等での生活が長期化し

ています。このことによる新たな生活課題等を把握し、引き続き地域福祉推進の観点から被災地域の市町村協との連携による支援が不可欠となっております。

宮城県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）では、これらの社会動向と平成25年策定の県社協地域福祉推進計画（以下「推進計画」という。）を基本に市町村社会福祉協議会（以下「市町村社協」という。）をはじめ、福祉諸団体との一層の連携を図り、地域福祉の向上に努めます。

さらに、県社協の経営基盤の主要財源である国・県等の補助金・委託金が毎年減少傾向にあることから、限られた財源の効率的配分と自主事業等の充実を図るなど運営基盤の強化を図ります。また、宮城県の指定管理者として受託している社会福祉施設をはじめ、設置施設・事業所等の適正な運営に努めます。

## 主な事務事業

1 大震災における被災地域の市町村協の支援とおして、被災住民等の自立・生活再建に努めます。

〔推進計画〕基本目標1-③〕  
42,992千円

### (1) 被災地域市町村協への支援

被災地域市町村協が新たな街づくりに向けた復興活動に取り組めるよう、各社協の個別ニーズに対応した支援を行います。

また、支援関係機関合同会議（震災復興定例支援会議、広域支援担当者情報共有会議等）を開催し、復興に関する課題等を共有して福祉活動を促進します。

### (2) 被災地域のコミュニティ構築支援

仮設から災害公営住宅への移行に伴う被災者及び

C運営に関する現地相談などの支援を行います。

また、大規模災害等に備え、災害VC運営訓練や運営中核者研修等を実施し人材育成に努め、その体制整備を推進します。

### (2) 地域活動を推進・支援する人材の育成

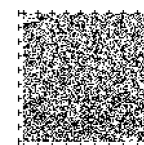
地域福祉活動推進者、ボランティアアコーデイネーター等の育成とスキルアップ研修の実施やボランティア団体・中間支援組織等との連絡会を開催するなど、住民主体の地域活動を推進できる人材の育成に努めます。高齢者を対象とした宮城いきいき学園5校の運営をとおして社会貢献活動へ参加できる人材育成に努めます。

### (3) 福祉教育の推進

市町村社協と協働し、福祉教育・防災教育を切り口とした小地域における地域活動の活性化を図り、住民に対する福祉教育を推進します。

### (4) 元気高齢者への社会参加の支援

高齢者のスポーツや文化活動をおして生きがいや健康づくりを促進するため、高齢者のスポーツ・文化の祭典である第29回全国健康福祉祭ながさき大会（ねんりんピック長崎2016）への選手派遣や宮城シニア美術展を開催します。



地域住民の新しい「コミュニティ構築・再生に向けて、被災地域市町村協と協働しながら取り組み、他の被災地域市町村協が抱える地域の参考となるように情報発信します。

## 2 住民主体の「まちづくり」を進める市町村社協との連携・協働を図り、地域福祉を推進します。

〔推進計画〕基本目標1-①②④〕  
90,500千円

### (1) 地域福祉活動の推進

地域福祉の活動を住民組織と共助で効果的・効率的に実践するために「地域福祉活動計画」を策定する市町村社協の支援を行います。民生児童委員が社会情勢を把握し、必要な活動を推進するため、同協議会と協働で階層別研修を実施します。

地域包括ケア体制構築に向けた取り組みとしては、市町村が行う介護予防・日常生活支援総合事業等への取り組みを支援するとともに、市町村社協における支え合い体制づくりへの支援を行います。

### (2) 市町村社協の基盤強化とネットワークの構築

地域において要援護者や住民活動のコーディネートをはじめ、新たな福祉課題等のシステムの開発・事業化に取り組むコミュニティソーシャルワーカー（CSW）等の地域福祉

推進者の育成に努めます。市町村社協とともに地域住民により身近な福祉問題等の解決のため小地域福祉活動（ネットワークづくり）の基盤整備に努め地域の活性化を図ります。

### (3) コミュニティソーシャルワーク研修会の実施

県内各地における地域福祉の推進を図るため、小地域福祉活動組織と関係機関や地域資源をつなぐコーディネートする人材の育成を目的に研修会を仙南、仙台、大崎の各圏域で実施します。

### (4) 地域活動の推進に係る情報の発信

地域福祉の推進に向けた情報として、宮城県社会福祉大会、社協フォーラム、各種研修会の開催や広報誌「福祉みやぎ」の発行、ホームページ等により幅広く発信し普及啓発に努めます。

## 3 多様なボランティア・市民活動が地域でいきいきと展開できるような支援します。

〔推進計画〕基本目標2-①②③〕  
118,612千円

### (1) 多様なボランティア・市民活動への支援の強化

社協ボランティアセンター（以下「社協VC」という。）機能の充実に取り組む市町村社協を対象に担当者情報共有会議の開催や市町村社協V

## 4 質の高い福祉サービスを支える専門性を備えた人材育成・確保を図ります。

〔推進計画〕基本目標3-①②③〕  
191,098千円

### (1) 福祉人材の専門性を高める研修や資格取得のための研修の企画及び実施

福祉・介護人材の専門性を高めるため介護支援専門員研修、社会福祉従事者研修、資格取得研修等を実施し、スキルアップに努め福祉施設及び事業所等が提供する福祉サービスの向上を図ります。

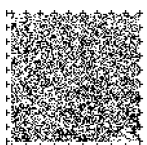
障害者の就労支援として、知的障害者居宅介護職員初任者研修を実施します。

### (2) 幅広い人材確保の企画及び実施

福祉人材センター機能の福祉人材職業無料紹介事業による福祉の職場への職業紹介と斡旋をはじめ、介護養成校等と連携して介護福祉士等修学資金貸付事業等を実施し、人材の確保と定着に努めます。

### (3) 福祉事業者への経営支援の実施

現状の問題・課題について社会福祉法人等のニーズに対応するため弁護士、公認会計士、社会保険労務士等の専門員相談による社会福祉経営相談を実施するなど、健全な経営基盤を確立できるよう支援を行います。

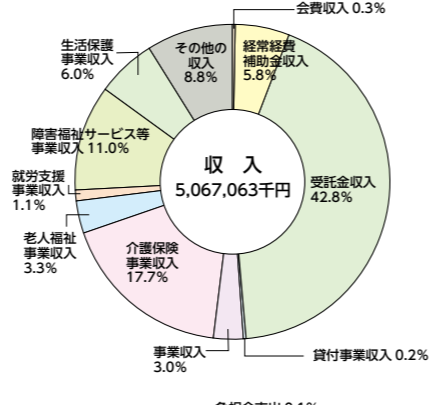


# 平成28年度当初予算

## 一般会計

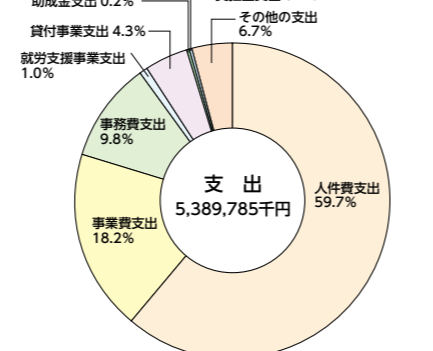
### ○収入の部 [単位：千円]

科目	一般会計			
	合計	社会福祉事業	公益事業	収益事業
会費収入	17,006	9,006	8,000	0
経常経費補助金収入	291,912	291,912	0	0
受託金収入	2,166,174	1,955,844	210,138	192
貸付事業収入	11,747	0	11,747	0
事業収入	153,667	115,300	9,273	29,094
介護保険事業収入	895,227	895,227	0	0
老人福祉事業収入	165,685	165,685	0	0
就労支援事業収入	53,600	53,600	0	0
障害福祉サービス等事業収入	559,268	558,602	666	0
生活保護事業収入	306,554	306,554	0	0
その他の収入	446,223	444,379	925	919
合計	5,067,063	4,796,109	240,749	30,205



### ○支出の部 [単位：千円]

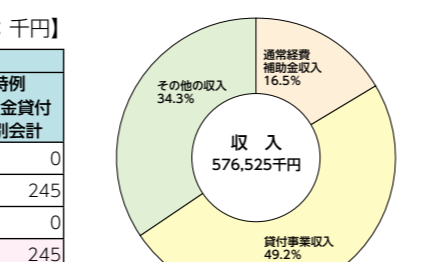
科目	一般会計			
	合計	社会福祉事業	公益事業	収益事業
人件費支出	3,216,169	3,064,705	149,533	1,931
事業費支出	982,562	923,914	42,141	16,507
事務費支出	528,609	495,455	33,154	0
就労支援事業支出	53,600	53,600	0	0
貸付事業支出	233,470	0	233,470	0
助成金支出	10,600	10,400	200	0
負担金支出	8,050	1,550	6,500	0
その他の支出	356,725	347,502	5,304	3,919
合計	5,389,785	4,897,126	470,302	22,357



## 生活福祉資金会

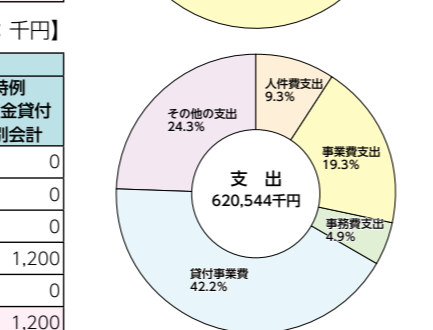
### ○収入の部 [単位：千円]

科目	生活福祉資金会計				
	合計	生活福祉資金特別会計	生活福祉資金事務費会計	要保護世帯向け不動産担保型生活支援資金特別会計	臨時特例つなぎ資金貸付事業特別会計
経常経費補助金収入	95,076	0	95,076	0	0
貸付事業収入	283,538	283,293	0	0	245
その他の収入	197,911	55,225	126,179	16,507	0
合計	576,525	338,518	221,255	16,507	245



### ○支出の部 [単位：千円]

科目	生活福祉資金会計				
	合計	生活福祉資金特別会計	生活福祉資金事務費会計	要保護世帯向け不動産担保型生活支援資金特別会計	臨時特例つなぎ資金貸付事業特別会計
人件費支出	57,505	0	57,505	0	0
事業費支出	119,640	0	119,640	0	0
事務費支出	30,124	0	30,124	0	0
貸付事業支出	261,866	241,388	0	19,278	1,200
その他の支出	151,409	148,617	2,792	0	0
合計	620,544	390,005	210,061	19,278	1,200



## 宮城県地域福祉総合補償制度にご加入の皆様へ

保険の更新はお済みですか?宮城県地域福祉総合補償制度は、随時中途加入が可能です。(毎月15日締切)

- 28年度の主な変更点
- (Ⅳ) 個人情報漏えい保険 従業員様のマイナンバーにも対応しています!
  - (Ⅴ) 業務災害補償保険 従来の従事者災害補償を大幅にリニューアルしました!
- 詳しくはパンフレットやホームページをご覧ください。

**みやぎボランティア総合センター** TEL022-266-3951  
**三井住友海上火災保険株式会社** TEL022-221-3171  
**株式会社オンワード・マエノ** TEL022-762-9915

※この制度の各補償は宮城県社会福祉協議会が保険会社と締結した保険約款により行います。

また、福祉サービス第三者評価事業機関として、子ども分野の保育所及び社会的養護関係施設の認証を取得し、継続して対象となる施設の評価を行い、サービスの質の向上を促します。

**5 県民の福祉ニーズに即したサービスを提供し、住民やサービス利用者安心して暮らせる地域づくりを推進します。**

〔推進計画〕：基本目標4-1(1)(2)(3)(4) 397,509千円

**(1) 県社協が運営する施設及び事業所での地域福祉機能の強化**

県社協協会の地域福祉サービスセンターにおける「地域支援センター」に要介護者や地域住民の多様な福祉的ニーズに対応するため、地域福祉コーディネーターをモデル的に配置するべく職員を養成し、セーフティネットの一翼を担えるように地域福祉機能の強化に努めます。

**(2) 福祉サービス利用の広報啓発・相談**

総合相談センターでは高齢者等の法律・医療・福祉の相談を行うとともに、地域支援センターでは障害児者等の生活相談や就労相談を実施します。

また、これらの相談業務を周知するためのパンフレット等を作成し広報を行います。

**(3) 権利擁護の推進**

日常生活自立支援事業（まもりーぶ事業）をとおして認知症高齢者や障害者等で判断能力が不十分な方に対し、そのニーズに即した福祉サービス利用援助や日常的な金銭管理等を行い、地域で安心して暮らせるよう自立支援を行います。

この事業が地域住民に密着したサービスを提供できる体制整備を図るため、基幹的社協（大崎圏域・仙台圏域・県南圏域）への業務委託を推進します。

また、運営適正化委員会では福祉サービスを利用する方々からの相談や苦情の解決に努めます。その他、事業者及び第三者委員を対象に研修会の開催や苦情解決制度の周知を図るため、広報・啓発活動を推進します。

**(4) セーフティネット機能の充実・強化**

市町村社協や民生委員等による相談支援を基盤とし、経済的困窮者や低所得世帯等の生活実態を把握し、その世帯に即した生活福祉資金の貸付けにより自立支援に努めます。また、その債務管理は償還計画に基づき適正に行います。

中国帰国者支援・交流センターの運営（日本語学習支援・生活相談・就労支援・地域支援交流等）をとおして中国帰国者が地域で安心して暮らすことができるよう自立支援を行います。

高齢者や障害者等在宅生活が困難な方々に対し、県社協が運営する県立社会福祉施設やグループホーム等で生活（自立）支援を行います。

**6 各種団体及び社会福祉法人が実施する福祉活動を支援・協働します。**

〔推進計画〕：基本目標5-1(1) 3,169千円

**(1) 各種団体との連携・協働**

種別を超えた懇談会の開催や定期訪問等を実施し、必要に応じて種別協議会の共通課題等を国、県、全社協等への要望や提言を取りまとめ提出します。

また、関係団体からの要望に応じ、継続して職員を派遣していきます。

**(2) 災害福祉広域支援ネットワークの構築**

災害時における要介護者並びに被災施設支援に関する「災害福祉広域支援ネットワーク」協議会の事務局として、関係機関との連携調整や研修等を通じ福祉関係者や自治体と連携の上、引き続き支援体制づくりに努めます。

**7 より信頼される法人を目指し、運営基盤の強化を図ります。**

〔推進計画〕：基本目標6-1(1) 3,989,968千円

**(1) 運営基盤の強化**

コンプライアンス（法令遵守）を基本に事務事業の進捗状況を把握

し、計画的な予算の執行、基金の運用、資金の確保など財務管理と不祥事防止など運営上のリスク管理の徹底を図り健全な法人運営に努めます。

また、限られた補助金、委託費等の効率的配分や基金の的確な運用を図り運営基盤の強化に努めます。

**(2) 職員一人ひとりのスキルアップと組織の企画立案機能の強化**

県社協職員研修規程に基づき、人材育成研修システムの実践により職員一人ひとりのスキルアップに努めます。また、組織全体として外部講師等を招へいして研修会等を実施し企画立案機能の強化に努めます。

**(3) 社会福祉施設等の適正な運営**

指定管理者施設及び設置施設・事業所等の運営にあたっては、高齢者や障害児（者）等に施設入所支援をはじめ、生活介護・通所介護・相談事業等をとおして、生活・就労支援や相談支援などの福祉サービスを展開し、地域で自立した生活が送れるよう適正な運営に努めます。

**(4) 自主運営施設等のあり方検討**

法人内にあり方検討委員会を設置し、移譲された3施設及び自主事業等の将来を見据えたあり方について検討を行います。

# INFORMATION

## 宮城県高齢者総合相談センターから 巡回相談のご案内

宮城県高齢者総合相談センターでは、市町村社会福祉協議会との共催で弁護士による法律相談を行います。高齢者やそのご家族の方など、お気軽にご相談ください。(秘密厳守・相談無料)

- 相談時間は午前10時～正午／午後1時～3時です。
- 面接相談で予約が必要です。(相談時間一人30分)

\*下記開催予定の社会福祉協議会までお申し込みください。

相談日	会場	申し込み先	電話番号
7月27日(水)	柴田町地域福祉センター	柴田町社会福祉協議会	0224-58-1771
9月2日(木)	加美町中新田福祉センター	加美町社会福祉協議会	0229-63-2547
9月14日(水)	丸森まづくりセンター	丸森町社会福祉協議会	0224-72-2241
9月28日(水)	利府町生涯学習センター(ミーティングルーム3,4)	利府町社会福祉協議会	022-356-9060
10月6日(木)	女川町役場 仮設庁舎1階相談室	女川町社会福祉協議会	0225-53-4333
10月20日(木)	大河原町福祉センター	大河原町社会福祉協議会	0224-53-0294
11月9日(水)	涌谷町高齢者福祉複合施設 ゆうらいふ 相談室	涌谷町社会福祉協議会	0229-43-6661

## 役員及び評議員変更のお知らせ

- 退任(平成28年3月31日付) 評議員退任 千葉 浩一 峰岸 東子
- 就任(平成28年4月1日付) 評議員就任 伊勢 功 宮崎 克子

## 温かい真心をありがとうございます

下記の方々から、本会に寄付金をいただきました。温かい真心に感謝申し上げます。(平成28年4月7日現在)

平成28年2月10日 株式会社ブリッジさまより  
社会福祉事業のために…………… 76,000円

平成28年3月11日 株式会社ブリッジさまより  
社会福祉事業のために…………… 72,046円

平成28年4月5日  
株式会社ツルハホールディングスさま、  
クラシエホールディングス株式会社さまより  
県社協で運営している施設のために…………… 車椅子5台



# キラリ 仕事人

このコーナーでは福祉の職場で働くキラリ☆と光る人を紹介します



今号では、社会福祉法人陽光福祉会で児童発達支援管理責任者として働く、柿崎裕規さんにお話を伺いました。

「どのようなお仕事をされているのですか。」

利用者様への支援や生活の計画を立てる仕事をしております。利用者様やご家族の意思を尊重した支援ができるよう計画を組み立てています。社会保障制度を駆使しながら必要な支援を組み立てることが、児童発達支援管理責任者の仕事であり、専門性だと思います。

「心がけていることはありますか。」  
利用者様のニーズを見失わないように心がけています。そのために、食生活や入浴介助なども行い、自分の目で見て触れ合う時間を多くとっています。利用者様の思いを敏感に感じとれる職員でありたいと思っています。

「大変だと感じることはありませんか。」  
重症心身障害を抱える方々が利用される施設ですので、利用者様は医療的ケアの必要な方々です。介護福祉士や保育士のみならず、医療関係者とも連携しながら支援を組み立てます。利用者様やご家族の思いを中心とした支援にするため、多職種間の連携・調整は大変です。しかし、充実した支援には欠かせないので、大切にしている部分でもあります。

「やりがいを感じる場所はありますか。」

さまざまな場面で見ますが、支援や呼びかけに対し、利用者様から楽しい・嬉しいといった感情を見せていただいた時は、とても嬉しいですね。また、支援内容に利用者様やご家族の思いをどれだけ反映できるかは難しいところですが、やりがいを感じます。

「同じような職場で働きたいと思っている方へ一言！」

サービスの質をどこまでも追求し、現場職員と連携しながらご本人のための支援と一緒に組み立てていく業務です。大変な仕事ですが、触れ合いの中で多くを学び、また喜びを感じられる仕事です。熱い思いをお持ちの方、大歓迎です。是非一緒に働きましょう。

# 福祉サービス 第三者評価

「福祉サービスの質の向上を図る 第三者評価受審のススメ」

「第三者評価」とは、公平・中立な第三者機関が、福祉サービスを提供する施設や事業所の質について専門的・客観的な立場から評価を行う仕組みです。

今回は、受審を検討されている事業者から多い質問について回答します。

Q1 第三者評価を受審すると、どのような効果がありますか?

A1 利用者の率直な声や意見を聞くことで、ニーズを把握することができ、施設や事業所における課題や改善すべき点等状況把握ができ、職員間で共有する事で、サービスの質の向上に向けた取組の具体的目標設定が可能となります。

評価結果を公表することで、施設や事業所の健全な経営、透明性をアピールできます。

Q2 事業者が評価を受けた場合、受審料はどのくらいかかりますか?

A2 評価機関ごとに設定されて

Q3 実際の評価基準や評価結果をみてみたい。

A3 本評価機関での評価結果は、本会ホームページまたは、全国社会福祉協議会のホームページで公表されています。また、宮城県の評価基準や評価機関等については、県社会福祉課のホームページをご覧ください。

お問い合わせ先  
総合相談課 総合相談センター  
TEL 022-290-11210

# 平成28年度 社会福祉施設 総合損害補償 しせつの損害補償

老人福祉施設、障害者支援施設、児童福祉施設の 事故・紛争円満解決のために!

インターネットで保険料試算できます  
ぶくしの保険 検索

加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。

スケールメリットを活かした 充実した補償と 割安な保険料です。

補償金額		年額保険料(掛金)	
賠償事故	補償金額	定員	基本補償(A型)
対人賠償(1名・1事故)	2,000万円	1~50名	35,000~61,460円
対物賠償(1事故)	2,000万円	51~100名	68,270~97,000円
受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	以降1名~10名増ごと	1,500円
うち現金補償限度額(期間中)	20万円		
人格権侵害(期間中)	1,000万円		
身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円		
事故対応特別費用(期間中)	500万円		
お見舞い等			
被害者対応費用(1名につき)	死亡10万円 後遺障害0.3~10万円 入院時3万円 通院時1万円 (1事故で10万円限度)		
傷害見舞費用	死亡時100万円 入院時15~7万円 通院時1~3.5万円		

28年度新設 使用者賠償責任補償(プラン3-①オプション) 社会福祉法人役員の賠償責任補償(プラン4)

プラン② 施設利用者の補償  
プラン③ 施設職員の補償  
プラン④ 社会福祉法人役員の補償

この保険は全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約(「賠償責任保険」「普通傷害保険」「労働災害総合保険」「約定履行費用保険」「財産総合保険」)です。

このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問い合わせは下記までお願いします。

団体契約者 社会福祉法人 全国社会福祉協議会 取扱代理店 株式会社 福祉保険サービス

引受幹事 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第三課  
TEL: 03(3593)6824 千100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F  
TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763  
受付時間: 平日の9:00~17:00(土・祝日、12/31~1/3を除きます。)